

見積参考資料

芸西村

(金抜)

7企工 第1号

高知県 安芸郡芸西村

交通安全施設設置工事 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 7年10月31日

工種区分

施工地域区分

令和 7年 7月 1日 積算単価適用

単価適用地区 安芸土木事務所 1地区(南部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。



## 特記仕様書

### 第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

### 第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

### 第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

### 第4条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

### 第5条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長する

ことのないようにすること。

- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

### 第6条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

### 第7条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないう製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

### 第8条 ウィークリー・スタンスについて

1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。

（令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

### 第9条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

### 第10条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

## 特記仕様書

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

### 1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

### 2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黑板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

### 4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

#### 第11条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

(1) 区分：○○○○○○○○○○

ア 試験項目・試験方法：○○○○○○○○○○・J I S○○○○

イ 試験項目・試験方法：○○○○○○○○○○・J I S○○○○

(2) 区分：○○○○○○○○○○

ア 試験項目・試験方法：○○○○○○○○○○・J I S○○○○

イ 試験項目・試験方法：○○○○○○○○○○・J I S○○○○

#### 第12条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

## 特記仕様書

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

### 機種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

### 第13条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変

更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

- 5 交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析AI等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

### 第14条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月（高知県土木部）」によることとする。

### 第15条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

### 第16条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

## 特記仕様書

高知県土木部技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7企工

第1号

## 明示事項（説明書）

## 【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無
  
2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無
  
3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無
  
4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無
  
5. その他・・・・・・・・無

## 【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7企工

第1号

## 明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

## 【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

## 【工事用道路関係】

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7企工

第1号

## 明示事項（説明書）

## 1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

## 2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

## 3. 一般道路の占用の必要

道路の占有については担当職員と必ず協議を行うこと。

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7企工

第1号

## 明示事項（説明書）

## 【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無
2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無
3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

## 【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・無
2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無
3. 産業廃棄物の処理条件（\*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）・・・・・・・・無

## 【公害対策関係】

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7企工

第1号

## 明示事項（説明書）

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

## 【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

## 【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

## 【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7企工

第1号

## 明示事項（説明書）

## 【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

## 5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員B 6 人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他・・・・・・・・無

# 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7企工

第1号

明示事項 (説明書)

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
道路維持・修繕					
道路維持					
道路付属施設工					
道路付属物工					
カーブミラー交換 φ800	式	7			明細表 第1号
カーブミラー2面交換 φ800×2、取付金具	式	1			明細表 第2号
カーブミラー・支柱交換 φ800	式	1			明細表 第3号
カーブミラー2面・支柱交換 φ800×2、取付金具	式	1			明細表 第4号
カーブミラー新設 φ800	式	1			明細表 第5号

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
カーブミラー2面新設 φ800×2、取付金具	式	1			明細表 第6号
仮設工					
交通管理工					
交通誘導警備員	式	1			明細表 第7号
直接工事費計					
諸経費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表 第 1号  
カーブミラー交換

## 明細表

φ 800

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
カーブミラー撤去	面	1			
カーブミラー φ 800、ステンレス、丸型	面	1			
注意板 アルミ板、600×180×2	枚	1			
高所作業車[トラック架装・伸縮アーム・ハースケット型] 11～12m×200kg×2名	時間	1			
普通作業員	人	0.2			
1 式 当り					

明細表 第 2号  
カーブミラー2面交換

## 明細表

φ800×2、取付金具

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
カーブミラー撤去	面	2			
カーブミラー φ800、ステンレス、丸型	面	2			
取付金具 左右2本分	式	1			
注意板 アルミ板、600×180×2	枚	1			
高所作業車[トラック架装・伸縮ブーム・ハースケット型] 11～12m×200kg×2名	時間	1			
普通作業員	人	0.2			
1 式 当り					

明細表 第 3号  
カーブミラー・支柱交換

## 明細表

φ 800

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 土砂, 上記以外(小規模), 小規模(標準以外)	m3	1			施工P 第1号
標識柱・基礎撤去(路側式) 単柱式(基礎含む), 2基以下, 週休2日補正:補正しない	基	1			単価表 第1号
カーブミラー撤去	面	1			
コンクリート削孔(コンクリート穿孔機) 削孔径90mm以上100mm未満, 削孔深さ400mm以上600mm未満	孔	1			施工P 第2号
反射鏡 ステンレス 丸型 φ 800 一面鏡 76.3×3.2×4000mm	本	1			
注意板 アルミ板、600×180×2	枚	1			
高所作業車[トラック架装・伸縮アーム・バスケット型] 11～12m×200kg×2名	時間	1			
埋戻し 上記以外(小規模), 土砂, しない<標準>(全ての費用)	m3	1			施工P 第3号
普通作業員	人	0.2			
1 式 当り					

明細表 第 4号  
カーブミラー2面・支柱交換

## 明細表

φ800×2、取付金具

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 土砂,上記以外(小規模),小規模(標準以外)	m3	1			施工P 第1号
標識柱・基礎撤去(路側式) 単柱式(基礎含む),2基以下,週休2日補正:補正しない	基	1			単価表 第1号
カーブミラー撤去	面	2			
コンクリート削孔(コンクリート穿孔機) 削孔径90mm以上100mm未満,削孔深さ400mm以上600mm未満	孔	1			施工P 第2号
反射鏡 ステンレス 丸型 φ800 二面鏡 89.1×3.2×4400mm	本	1			
注意板 アルミ板,600×180×2	枚	1			
高所作業車[トラック架装・伸縮アーム・バスケット型] 11~12m×200kg×2名	時間	1			
埋戻し 上記以外(小規模),土砂,しない<標準>(全ての費用)	m3	1			施工P 第3号
普通作業員	人	0.2			
1 式 当り					

明細表 第 5号  
カーブミラー新設

明細表

φ800

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 土砂, 上記以外(小規模), 小規模(標準以外)	m <sup>3</sup>	1			施工P 第1号
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 碎石(各種), しない<標準>(全ての費用)	m <sup>2</sup>	0.5			施工P 第4号
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-40(高炉)W/C=60%以下, 一般養生, 現場内小運搬無し, しない<標準>(全ての費用), 小型車加算有り(4t車)安芸3地区(北部地区)	m <sup>3</sup>	0.2			施工P 第5号
型枠 一般型枠, 小型構造物	m <sup>2</sup>	2			施工P 第6号
反射鏡 ステンレス 丸型 φ800 一面鏡 76.3×3.2×4000mm	本	1			
注意板 アルミ板, 600×180×2	枚	1			
高所作業車[トラック架装・伸縮アーム・バスケット型] 11~12m×200kg×2名	時間	1			
埋戻し 上記以外(小規模), 土砂, しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	1			施工P 第3号
普通作業員	人	0.2			
1 式 当り					

明細表 第 6号  
カーブミラー2面新設

## 明細表

φ800×2、取付金具

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
掘削 土砂, 上記以外(小規模), 小規模(標準以外)	m <sup>3</sup>	1			施工P 第1号
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 碎石(各種), しない<標準>(全ての費用)	m <sup>2</sup>	0.5			施工P 第4号
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-40(高炉)W/C=60%以下, 一般養生, 現場内小運搬無し, しない<標準>(全ての費用), 小型車加算有り(4t車)安芸3地区(北部地区)	m <sup>3</sup>	0.2			施工P 第5号
型枠 一般型枠, 小型構造物	m <sup>2</sup>	2			施工P 第6号
反射鏡 ステンレス 丸型 φ800 二面鏡 89.1×3.2×4400mm	本	1			
取付金具 左右2本分	式	1			
注意板 アルミ板, 600×180×2	枚	1			
高所作業車[トラック架装・伸縮アーム・バスケット型] 11~12m×200kg×2名	時間	1			
埋戻し 上記以外(小規模), 土砂, しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	1			施工P 第3号
普通作業員	人	0.2			

明細表 第 6号  
カーブミラー2面新設

明細表

φ800×2、取付金具

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 式 当り					

明細表 第 7号  
交通誘導警備員

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	6			単価表 第 2 号
1 式 当り					

単価表 第 1号

標識柱・基礎撤去(路側式)

単価表

( 1 )

金額：

内容：単柱式(基礎含む) , 2基以下 , 週休2日補正:補正しない

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路標識設置工(市場単価) 路側式標識柱・基礎撤去 単柱式	基	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	基 当り		)
*** 施工条件 ***					
型式	: 単柱式(基礎含む)				
施工規模	: 2基以下				
時間的制約の有無	: 時間的制約:無				
作業時間帯	: 標準				
週休2日補正(標準の市場単価のみ)	: 週休2日補正:補正しない				



